肝炎ウイルス検診を実施します！

完全予約制

日本では、B型肝炎ウイルスに約150万人、C型肝炎ウイルスに約200万人が感染していると言われており、感染したまま放っておくと、肝硬変や肝がんへ進行することがあります。初期の段階で発見し、肝臓の状態を把握できれば、病気のコントロールが可能です。いままでに肝炎ウイルス検査を受けたことがない方は、この機会にぜひご利用ください。

日時／10月23日(日)午前9時30分～午後2時

場所／保健福祉総合センター

対象／昭和47年4月1日以前に生まれた方で今までに医療機関や町の健診等で肝炎ウイルス検査を受けたことがない方

※過去にB型肝炎・C型肝炎検査を受けたことがある方、またはB型肝炎・C型肝炎で現在医療機関に通院中もしくは経過観察中の方は対象となりません。

定員／100人（申し込みをされた方には後日通知します）

費用／無料

内容／血液検査（結果は後日郵送します）

申込方法／9月5日(月)～30日(金)に次のいずれかの方法でお申し込みください。

①**はがき**…住所、氏名、生年月日、年齢、電話番号を記入し、保健福祉総合センター宛に郵送してください。9月30日(金)の消印有効です。

②**ファックス**…はがきと同様の項目を記入し、9月30日(金)までに保健福祉総合センターへ送信してください。番号はお間違えのないようにお願いします。

③**窓口**…保健福祉総合センター窓口に備え付けの申し込み用紙を記入し、提出してください。

※完全予約制となります。事前の申し込みがない場合は検診を受けることができませんのでご注意ください。

※電話での申し込みはできませんのでご了承ください。

その他／同時開催の「健康まつり」「骨粗しょう症検診」については、本誌10月号に詳細を掲載します。

問い合わせ／保健福祉総合センター（☎581・8500、FAX581・8544、〒369・1221寄居町大字保田原301）へ。

9月24日(土)～30日(金) 結核予防週間

「結核は過去の病気」と思っていませんか？

結核は全国で毎年約24、000人、埼玉県で毎年約1、000人もの人が発病している、忘れてはならない感染症です。また、患者の約50％が70歳以上の高齢者です。

結核は、早く発見すれば、治療することで治る病気です。2週間以上長引く咳や痰は要注意です。早めに医療機関を受診しましょう。また、年に1回は、必ず健康診断（胸部エックス線検査）を受けましょう。

問い合わせ／熊谷保健所保健予防推進担当（☎523・2811）へ。

寄居町国民健康保険に加入している皆さんへ

～9月に新しい被保険者証をお送りします～

現在交付されている寄居町国民健康保険の被保険者証（保険証）の有効期限が平成23年9月30日までとなっている方に、新しい保険証を9月中旬から世帯ごとに簡易書留郵便でお送りします（納税相談を要する世帯は除きます）。

保険証が届きましたら、記載されている内容を確認し、期限の切れた保険証は裁断するなどして破棄してください。

また、社会保険など他の健康保険に加入した場合は、必ず社会保険証等を持参のうえ、届け出をお願いします。

なお、今回お送りする保険証の有効期限は平成24年9月30日となっています（ただし、平成24年9月30日より前に75歳に到達する方や、退職被保険者で65歳に到達する方とその※被扶養者は有効期限が異なる場合があります）。

また、高齢受給者証が交付されている方の医療機関等での窓口負担割合は、高齢受給者証に記載されている負担割合（1割または3割）が適用になりますので、医療機関等の窓口では、必ず保険証と高齢受給者証をあわせて提示してください。

※被扶養者とは…退職被保険者と同一世帯で、退職被保険者が生計を維持している3親等以内の親族

○こんな方は必ず届け出を…

国民健康保険には退職者医療制度があり、会社等を退職して年金を受けられる65歳未満の方とその被扶養者が対象になります。該当すると思われる方は、次により届け出をお願いします。

なお、届け出により退職被保険者に該当しても、医療機関等での窓口負担や国民健康保険税の額は変わりません。

対象／次のいずれにも該当する方およびその被扶養者

・国民健康保険に加入する65歳未満の方

・厚生年金や共済年金を受けられる方で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある方

持参するもの／年金証書、印鑑、保険証

問い合わせ／保険年金課（☎581・2121内線114）へ。

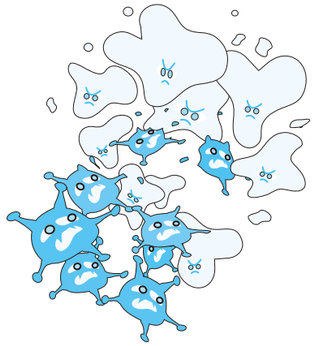

9月20日(火)～26日(月)は 動物愛護週間です

『動物の愛護及び管理に関する法律』では、国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めていただくため、9月20日から26日を「動物愛護週間」と定めています。

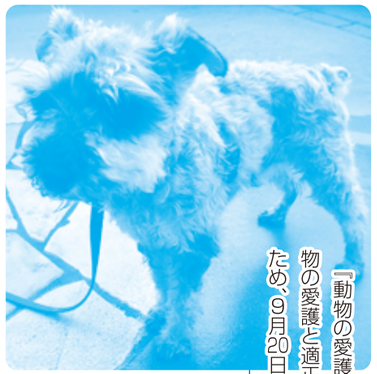

◎ペットを飼う前に

ペットを飼うということは「命に責任を持つ」ということです。ペットとの楽しい時間を得ることができますが、一方で、お金や時間、労力や忍耐などが必要になります。

これらの負担を伴うという覚悟を持たないままペットを飼った場合、飼い主にとってもペットにとっても、不幸な結果になってしまう場合が多く見られます。

県内では、毎年約6、000匹の犬や猫が殺処分され、そのうち約2、000匹は、飼い主から引き取られたものです。

また、ペットを無責任に捨てた場合、犯罪行為として『動物愛護管理法』により、50万円以下の罰金に処せられます。

ペットの命が尽きるまで飼い続ける覚悟を持てないのなら、ペットを飼わないことも立派な動物愛護です。

◎犬の飼い主の皆さんへ

・犬は必ず登録し、鑑札をつけましょう。

・毎年1回、狂犬病予防注射をうけましょう。

・散歩をするときは、次のルールを守りましょう。

○フンは必ず持ち帰ります

散歩中に愛犬がフンをしてしまったときは、きちんと家まで持ち帰ることが飼い主の責任です。心ない飼い主によって繰り返されるフンの放置も、普段は持ち帰っているのに、その日だけ出来心でしてしまったフンの放置も、フンを残された側にとっては同じ行為であり、飼い主や愛犬が嫌われる原因になります。

公共の場所や他人の土地に愛犬のフンを埋めるのも、正しい処理ではありません。必ず持ち帰って処理しましょう。

○電柱等にしたオシッコは水で流します

トイレは散歩の前に家で済ませましょう。電柱や他人の家の壁などにオシッコをしてしまった場合は、すぐに水で流すことが飼い主のマナーです。

○犬はリードでつなぎます

埼玉県の条例で原則として、犬を放すことは禁止されています。よくしつけられた犬や小さな犬でも、周囲の人の急な行動や大きな音などで意外な行動をとる場合があります。

また、公共の場には「犬好き」の人ばかりでなく「犬が苦手」「犬が怖い」と感じる人がいるかもしれません。

さまざまな人がいることに対する気配りとして、また予測困難な事故を防ぐためにも、リードでつなぐことはもちろん、犬のとっさの行動に対応できるよう、リードは短めに持って散歩することが大切です。

◎猫の飼い主の皆さんへ

・猫は室内で飼いましょう。

猫を外で飼った場合、交通事故にあったり、さまざまな病気に感染したりする危険があります。また、飼うことのできない子猫が生まれてしまう場合もあります。

猫は上がり下がりの縦方向の運動ができれば、室内でも十分な運動になります。猫を飼う場合は、できる限り室内で飼育するとともに、不妊手術も検討しましょう。

・トイレのしつけをしましょう。

・名札や目印となるものをつけましょう。

近隣への配慮を忘れず、ルールやマナーを守って、家族の一員であるペットと仲良く暮らしましょう。

犬に関する相談・問い合わせ／熊谷保健所生活衛生薬事担当（☎523・2811）へ。

猫に関する相談・問い合わせ／江南動物指導センター（☎536・2465）へ。

問い合わせ／生活環境課（☎581・2121内線222）へ。

お済みですか？ 愛犬の登録と注射

犬は、登録と年1回の狂犬病予防注射が飼い主に義務づけられています。

犬を新たに飼い始めた場合、30日以内（子犬は生後91日になったら）に登録しなければなりません。

また、今年度の狂犬病予防注射が済んでいない場合は、動物病院で注射をし「狂犬病予防注射済証」を生活環境課へ提出し、「注射済票（手数料550円）」の交付を受けてください。

問い合わせ／生活環境課（☎581・2121内線222）へ。

募集します！ 彩の国動物愛護推進員

県では、動物の愛護や正しい飼い方に関する知識や情報等の普及・PRのため、ボランティアとして「彩の国動物愛護推進員」を募集します。

募集期限／10月31日(月)まで

活動内容／動物の愛護と適正な飼養・管理の重要性について、地域住民の理解を深めるためのPR活動、地域住民の求めに応じた繁殖制限措置に関する助言や譲渡仲介の支援など

その他／申込方法等の詳細は埼玉県のホームページ（http://www.pref.saitama.lg.jp/page/aigosuishinnkoubo.html）をご覧いただくか、各保健所、埼玉県動物指導センターの窓口で配布している募集要領をご覧ください。

問い合わせ／埼玉県保健医療部生活衛生課総務・動物指導担当（☎048・830・3612）へ。